

近運旅二第2187号の3

近運保環第903号の3

平成14年3月6日

財団法人大阪タクシー近代化センター会長 殿

近畿運輸局 自動車部長

近畿運輸局 整備部長

タクシー近代化センター研修所における運転者の
研修実施方について

標記について、別添のとおり関係事業者団体あて通達したので通知する。

近運旅二第2187号

近運保環第 903 号

平成14年 3 月 6 日

社団法人大阪タクシー協会長 殿

近畿運輸局 自動車部長

近畿運輸局 整備部長

タクシー近代化センター研修所における運転者の 研修実施方について

標記について、従来、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に基づき事業者が実施すべきタクシー運転者として新たに雇い入れた者に対する5日間の指導のうち2日間を財団法人大阪タクシー近代化センター研修所の行なう研修を受講させることにより、指導を行なったこととしてきたところである。

今般、同規則の改正によりその指導期間が10日間に延長され、その実施内容の取扱いについては別途通達したところであるが、同センター研修所では、この実施内容にあわせたタクシー運転者として必要な法規、運転技術及び接客等の研修を実施する運びとなっている。

当局としては、今後とも同センター研修所の研修を認め、新たに雇い入れた運転者の所定の教育期間（10日間）のうち、3日間の指導を同センター研修所の行なう研修の受講をもって事業者として指導を行なったこととし、同規則に定める運転者の指導の徹底を期することとしたので、この旨傘下会員に示達のうえ入所推奨方取り計らわれない。

なお、当局では、今後新たに雇い入れた運転者の指導教育実施状況等の監査に際しては、同センターの研修終了証書等の確認を行うこととするから併せて徹底方御配慮願いたい。